

# 熊本県司法書士会会則施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、熊本県司法書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）の実施についての細目並びに本会の運営及び会員の遵守すべき事項を定めるものとする。

## 第2章 入会及び退会

### (入会)

第2条 司法書士法（以下「法」という。）第5条第2項に定める会員（以下「司法書士会員」という。）は、会則第6条第1項の入会届には、同条第3項に規定する書面のほかに、誓約書（付録第1号様式）を添えなければならない。

### (変更届)

第3条 司法書士会員は、会則第10条第1項の登録事項変更届は、その事項の発生した日から2週間以内にその旨の記載ある登録事項変更届を提出しなければならない。

### (通知の様式)

第4条 会則第18条第2項に定める司法書士会員に対する通知は付録第10号及び第12号の様式による。

2 会則第18条第2項に定める法第5条第3項に定める会員（以下「法人会員」という。）に対する通知は付録第11号の様式による。

## 第3章 会長の権限並びに理事及び理事会

### (会長の専決事項)

第5条 下記事項は、会長の専決事項として処理することができる。但し、(2)、(3)及び(5)については、理事会の事後承認を受けなければならない。

- (1) 理事会の決議を必要としない一般事項
- (2) 会員の不慮の災害の場合の緊急処置に関する事項
- (3) 司法書士会員の死亡、疾病等の場合の緊急処置に関する事項
- (4) 会則第60条の事務員の任免に関する事項
- (5) 緊急の場合で理事会を招集するいとまがない場合

(部長・常任理事)

第6条 会則第54条の各部の長として、理事及び副会長のうちより部長5名を理事会において選任する。

2 理事より選任された各部長は、常任理事とする。

3 常任理事会は会長、副会長及び常任理事を以って構成する。

(部員)

第7条 各部には、理事会の承認を得て、部員若干名を置くことができる。

(理事会の種類と招集)

第8条 理事会は全体理事会と常任理事会の二種とし、必要に応じ会長がこれを招集する。

#### 第4章 総 会

(総会の議長の選任)

第9条 総会の開会に当たっては、副会長又は理事のうちから仮議長となり議長選任を諮る。

第10条 議長は、総会の承認を得て、副議長を置くことができる。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第11条 本会に事務局を置き、次の事務を行なう。

(1) 事務局は会則第3章第5節に規定する事務を処理する。

(2) 事務局は、理事会を呼び纏紀委員会、特別委員会に関する事務並びに総会に関する事務を管掌する。

(3) 第1号の事務は会長、第2号の事務はそれぞれの区別に従い、当該委員長又は議長の指揮を受けるものとする。

(事務局の構成)

第12条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務員 若干名

(規程への委任)

第13条 事務局の執務及び服務その他の就業等に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(簿冊)

第14条 各部にはそれぞれ必要な簿冊並びに記録を備える。

2 諸記録には、係員の他事務局長並びに所管部長及び副会長の検印を受けた後、会長の決済を受けるものとする。

3 簿冊及び諸記録は、暦年度(ただし、経理に関するものは会計年度)ごとに更新し、保存するものとする。

(簿冊の保存期間)

第15条 簿冊の保存期間は次のとおりとする。

1 帳簿に関するもの

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 会員名簿         | (永久)  |
| (2) 財産台帳         | (永久)  |
| (3) 会計に関するもの     |       |
| 元帳、 出納帳、         | (20年) |
| 伝票、 仕訳帳、 その他証拠書類 | (6年)  |
| (4) 公文書収発簿、日誌類   | (6年)  |
| (5) 庶務に関するもの     | (10年) |
| (6) その他所帳簿       | (6年)  |

2 記録に関するもの

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| (1) 会則に関するもの                     | (永久)  |
| (2) 予算決算に関するもの                   | (永久)  |
| (3) 議事録(連合会、九州ブロック会、総会、理事会、委員会等) | (永久)  |
| (4) 会報又は会の沿革録                    | (永久)  |
| (5) 通達関係                         | (永久)  |
| (6) 報告に関するもの(法務局、連合会、九州ブロック会)    | (永久)  |
| (7) 諸記録(連合会、九州ブロック会、本会)          | (永久)  |
| (8) 綱紀に関するもの                     | (30年) |
| (9) 雑記録                          | (10年) |
| (10) 雑書類                         | (6年)  |

## 第6章 慶弔及び表彰

(本章の適用)

第16条 会員に対する慶祝及び弔慰、表彰等については、会則第112条第2項に定める慶弔規程が制定されるまでの間は、本章に定めるところに従う。

(慶祝関係)

第17条 司法書士会員であって、次の事項に該当するときは、下記の金品を贈呈することができる。

区 分	贈呈金品
1 結婚	金5,000円以内又は相当額の記念品
2 国、自治団体等から表彰の栄誉を受け、会の品位を高めたとき	

(甲斐関係)

第18条 司法書士会員であつて、次の事項に該当するときは、下記の金品を贈呈する。

- (1) 本人の死亡  
金20000円
- (2) 配偶者又は一親等の血族の死亡  
金15000円
- (3) 疾病により引続き1ヶ月以上業務を行うことができないとき又は手術等をなし2週間以上1ヶ月未満業務を行うことができないとき金5000円以内の見舞金又は見舞品
- (4) 不慮の災害相当と認める見舞金又は見舞品は前項(3)及び(4)の場合は所属支部長の報告があつた場合に限る。

(退会関係)

第19条 会員期間が継続して5年以上になる司法書士会員が本会を退会したときは、次の区分に従い金品を贈呈する。但し、法第15条第2号、第3号もしくは、第4号で援用する法第5条第1号、第4号もしくは、第6号に該当し、登録の取消し処分を受けたために、本会を退会した場合は、この限りでない。

- 2 司法書士会員が本会を退会した後再び本会に入会(以下「再入会」という。)した場合の会員期間の計算は、その者が再入会した月から計算し、再入会前の会員期間は通算しない。

(役員を表彰)

第20条 役員(総務委員及び支部役員を含む。)が通算8年以上在任し、特に本会に対し功勞のあつたときは、理事会の決議を経て表彰し、又は、地方法務局長、日本司法書士会連合長(以下連合会長という)に表象方を具申することができる。

- 2 前項に該当する支部役員(支部長を除く。)については、所属支部長の推薦があつた場合に限る。
- 3 第1項の表彰に当たっては記念品を贈呈することができる。

(表章関係)

第21条 会員が本会对し功労のあった場合、又は司法書士会員が20年以上業務を勤続した場合は、理事会の決議を経て表彰し、又は、地方法務局長、連合会長に表彰方を具申することができる。

2 前項の表彰に当たっては記念品を贈呈することができる。

(除外例)

第22条 第20条 及び第21条該当者が現に、会費の滞納その他本会に損害を及ぼし、もしくは、刑事処分懲戒等を受け2年を経過していないとき、又は刑事未決処分中は本規定を適用しない。

(報告義務)

第23条 支部長は、所属会員中に第17条乃至第21条に該当する者があるときは、ただちに会長に報告しなければならない。

#### 第7章 旅費及び日当

(本章の適用)

第24条 本会の役員、各種委員、代議員及び支部長並びに司法書士会員が会長の命により本会の業務のため出張又は参集するときは、次の区別により旅費、日当その他を支給する。

1 県内については次による。

(1) 旅費

(イ) 公共交通機関の運賃実費に陸路主幹距離に1Km当たり20円を乗じた金額の10円未満は切り捨てる。)を加えたものを旅費とする。

(ロ) 運賃によることを原則とする。

(ハ) 同一区間につき2以上の路線がある場合は、定額路線の運賃による。

(2) 日 当 1日金8,000円とする。

(3) 宿泊費 設営された宿所に宿泊する場合は、

1泊2食、10,000円以内を会が負担する。

(4) 食 費 会務中の食事については、1食1,500円以内を会が負担する。

2 県外については次による。

出張者	区分	支給額
役員 委員 代議員 特別会員	(1) 汽車、汽船	グリーン券往復額 (急行料、特急料、寝台下段料加算)
	(2) 車代	1日につき金2,000円
	(3) 日当	金8,000円以内

	(4) 宿泊料	金15,000円以内
	(5) 食費	金2,000円

ただし緊急必要の場合は、航空料金又は特別料金を支給することができる。

- 2 県外出張が東京周辺又はそれに準ずる場合は金12万円の定額支給とする。ただし、期間が長期にわたるなど特別の事情があるときは加算することができる。
- 3 会が指定した宿泊所があるとき、その宿泊所以外に宿泊する場合は宿泊料は支給しないものとする。

(日 当)

第25条 1日の行程は、次の区分による。

- 1 県外 九州 汽車240kmまで 端数が往復合わせて1日行程のキロ数に達するときは、1日分を加える。  
九州外 汽車400kmまで
- 2 県内 1日行程を原則とする。

(職員の出張)

第26条 事務員の県内出張については、第25条第1号による旅費等を支給する。県外出張については、会長がこれを定める。

## 第8章 司法書士法及び司法書士法施行規則による届出様式

(届出様式)

第27条 司法書士会員に関する、法及び司法書士法施行規則による届出様式については別紙(付録第2号乃至第 号)のとおり定める。

- 2 法人会員に関する、法及び司法書士法施行規則による届出様式は、日司連司法書士法人届出事務取扱規則の定めるところによる。
- 3 本章において、地方法務局長並びにこの連合会長に対して届出るときは、同時に会長に対しても同一様式による届出をしなければならない。

## 第9章 会 費

(定額会費の納入方法)

第28条 会則第24条第4項に基づき、定額会費については、次の要領により、納付するものとする。

- 1 会員は当月分を毎月10日までに所属支部長の定める方法により支部へ納付するものとする。

2 支部長は毎月20日までに、当月分を取りまとめ会長へ納付しなければならない。  
(送付所添付のこと)

3 会費は前納することができる。

(会費の延納又は減免)

第29条 会費の延納、減額又は免除については、会則第25条第5項に定める規程が制定されるまでの間は、本条に定めるところに従う。

2 会員が会費の延納、減額又は免除の申出をするときは、証拠書類を添付し、所属支部長を経由して申出なければならない。

3 支部長は、前項の申出があったときは、意見を付して直ちに会長に具申しなければならない。

4 会長は、常任理事会の意見を聞いて会費の延納、減額又は免除をなすことができる。

#### 第10章 附則

第30条 この規則は、昭和43年5月26日から施行する。

2 この規則施行の日において、本規則に抵触する事項又は類似の総会決議事項等は、この規則施行と同時に廃止する。

#### 附則

1 この改正規則は、昭和48年5月28日から施行する。

#### 附則

1 この改正規則は、昭和49年5月26日から施行する。

#### 附則

1 この改正規則は、昭和50年5月26日から施行する。

2 第21条において支部長を除く支部役員を経歴年数は昭和42年10月以降のものに適用する。

#### 附則

1 この改正規則は、昭和51年5月16日から施行する。

#### 附則

1 この改正規則は、昭和52年4月23日から施行する。

#### 附則

1 この改正規則は、昭和53年4月17日から施行する。

#### 附則

1 この改正規則は、昭和54年1月1日から施行する。

2 昭和53年12月31日までに発生した事案に関しては、なお従前の例による。

3 昭和54年3月31日までに登録手続きをしなかったために登録取り消しがあったものともみなされて本会を脱会したものについては、第20条を適用する。

附 則

- 1 この改正規則は、昭和54年4月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、昭和57年2月7日から施行する。
- 2 この改正規則が施行されたときにおいて、第22条第1項別表第1の役職に在職しているものに対し退職慰労金を支給する場合は、昭和56年度以降の在職期間については、改正規則の規定を適用し、昭和55年度以前については、改正前の規定を適用して計算した金額を支給するものとする。

附 則

- 1 この改正規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、昭和62年4月21日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成元年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成4年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成14年4月21日から施行する。
- 2 この改正規則が施行されたときにおいて、第22条第1項別表第1の役職に在職しているものに対し退職慰労金を支給する場合は、改正前の規定を運用して計算した金額を支給するものとする。

附 則

- 1 この改正規則は、平成15年4月1日から施行する。